

医療情報の提供のあり方等に関するこれまでの議論

資 料 目 次

1. 都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について . . . P. 1
2. 広告規制の見直しについて . . . P. 6
3. 医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について . . . P. 17
4. 医療提供体制に関する意見 . . . P. 21
5. 参考資料
 - 「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」
関係資料 . . . P. 23

1. 都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について

都道府県を通じた医療機関に関する情報提供について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 患者・国民の選択を支援するため、医療機関等が行う情報提供について、広告可能な事項の中から任意のものを広告できるとするだけでなく、医療機関等が、その施設の医療機能に係る正確な一定の情報を、積極的に提供する仕組みに改めるべきである。

具体的には、医療機関等が、その施設の医療機能に関する一定の情報を都道府県に届け出て、都道府県が、住民の選択を支援する情報提供という趣旨で、それらの情報を集積してインターネット等で住民にわかりやすく情報提供する枠組みを制度化することが考えられる。

その際の「一定の情報」の範囲をどのようなものとするか等枠組みの詳細について、具体的な検討を進めることとする。

④ 公的機関等による医療に関する情報提供

- 医療機関が届け出た情報を都道府県が集積して住民にわかりやすく提供する枠組みの制度化を図るほか、医療計画に記載される地域の医療機能や医療水準等についても、都道府県が住民に対しわかりやすく提供する枠組みを設けるべきである。

◆ 具体的方策（案）

1. 基本的方向性

- 患者・国民の選択を支援するため、施設の医療機能に関する一定の情報について都道府県へ届け出ることを医療機関（病院、診療所、助産所）の義務とし、都道府県がそれらの情報を集積してインターネット等で住民にわかりやすく公表（情報提供）する仕組みを医療法に位置付けることとする。

2. 具体的制度の枠組み（案）

(1) 一定の情報の範囲について

- 医療機関から都道府県への届出の対象となる「一定の情報」については、広告できる事項の中から選定することを基本としつつ、客観的な事項として、患者や地域住民による医療機関の選択の支援に資するという観点から考えていくこととしてはどうか。例えば、以下のような事項が考えられるのではないか。

<一定の情報の例（案）>

- 医療機関の属性に関する事項（名称、電話番号、住所、法令等による指定・承認のうち一定のもの 等）
- 勤務する医師等医療従事者に関する事項（医師等の略歴、専門医資格の有無 等）
- 医療機関の管理・運営に関する事項（管理者、診療日・診療時間、予約診療の実施、安全管理体制、個人情報保護の取組 等）
- 医療機関の有する構造設備、人員に関する事項（入院施設の有無、病床数、人員配置状況、設備機器 等）
- 情報提供や他の医療機関との連携の体制に関する事項（クリティカルパスの実施、他の医療機関との連携の状況、診療情報の提供、相談、セカンドオピニオンの実施 等）

- 医療機関において行う医療の内容（医療機能）に関する事項（診療科名、検査・手術、在宅医療の実施、専門外来の設置 等）
- 医療の提供の過程、結果に関する事項（平均在院日数、患者数 等）
- 医療機関が提供する医療以外のサービスに関する事項（入院患者への医療以外のサービスと費用、外国語対応、明細付領収証発行の有無 等）
- 診療に関連する事業の実施に関する事項（予防接種、治験 等）

- 一定の情報の範囲については、広告できる事項の見直しや広告に関するガイドライン策定・見直し等を行う少人数の検討会において、当医療部会における議論を踏まえ、具体的に決定することとしてはどうか。
- なお、既に先進的な取組を進めている都道府県があることに配慮し、国が定める届出情報に加えて、都道府県が、独自に、情報の範囲を追加できるようにしてはどうか。

(2) 公表の方法について

- 医療機関から届出のあった医療機能に関する情報については、患者や地域住民が医療機関を選択しやすいように、わかりやすい方法で提供されることを基本的な考え方とする。
- 具体的には、都道府県の開設するホームページにおいて公表されることを基本としてはどうか。その際、ホームページの検索機能により、特定の医療機能を持った医療機関の一覧を入手可能とするなど、医療機関の選択に資する形で提供されることを求めることとしてはどうか。
- インターネットを利用しない患者や地域住民についても、医療機関の選択に当たって必要な情報を容易に入手できるよう、各都道府県の取組として、都道府県や保健所の窓口や電話サービスによる情報提供が行われる

よう促すこととしてはどうか。

- 都道府県宛に届け出られた情報については、各医療機関においても患者が閲覧できるようにしてはどうか。
- なお、届け出られた医療機能に関する情報は、見直し後の医療計画制度において医療連携体制の機能を明示する際にも活用するなど、医療計画制度とも十分に調整をとりながら行うことが望ましいのではないか。

(3) 情報の届出・更新の方法について

- 医療機関や都道府県への過度の負担を避ける観点から、各医療機関から都道府県への届出は、原則として年1回とし、更新時期は、各都道府県において定めることとしてはどうか。
- 届出の対象となる情報のうち患者の選択にとって特に必要であると考えられる情報については、変更後速やかに都道府県への届出を求めることとしてはどうか。
- 届出の対象となる情報に変更が生じた場合に医療機関からの申出による更新を認めるなど、都道府県において柔軟に運用できるようにしてはどうか。
- 届出の対象となる情報の中には、医療法や他法令において、既に都道府県に対し届出を行うことが義務付けられているものもあるので、このような情報の精査やその取扱いについては、医療機関等の負担の軽減という観点から、少人数の検討会（上記(1)参照。）において一定の情報の範囲を精査する際に、あわせて検討することとしてはどうか。

(4) 届出義務違反等への罰則の適用について

- 医療機関による都道府県への届出義務違反や虚偽の報告に対する罰則の適用については、広告規制違反における罰則の適用の見直しと同様の趣旨から、

- ・ 届出義務違反や虚偽報告に対する是正命令の権限を新たに医療法に設ける
- ・ この命令に違反した場合には、医療法における業務停止等の命令（行政上の措置）の対象とすることにより、正確な内容の届出を担保することとし、罰則は適用しないこととしてはどうか。

2. 広告規制の見直しについて

広告規制の見直しについて

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 医療機関等が広告可能な事項については、患者・国民の選択を支援する観点から、これを拡大していくことが適当である。
- その際、広告規制の方式としては、現行制度で採用している、客観的で検証可能な事項を広告可能な事項として列挙する方法（ポジティブリスト方式）と、逆に、客観的でない、あるいは検証不可能であるといった、広告が不適当な事項を規定する方法（ネガティブリスト方式）とがある。患者の情報ニーズ、利用者保護の観点、規制の実効性等を考慮した上で、以下の観点を踏まえ、また二つの方法のメリット・デメリットを考慮しつつ、引き続き検討を進め、本年末までに結論を得るものとする。
 - ・ ネガティブリスト方式については、利用者保護という広告規制の趣旨を踏まえ、客観性や検証可能性が確保されているかどうか十分に検証しつつ、ネガティブリストの範囲について検討する。
 - ・ ポジティブリスト方式については、利用者の選択の支援という観点からも、広告できる事項の追加を迅速に行う仕組みの導入や、広告できる内容の不十分さ、硬直性や表現の難解さを改善する方策を検討する。

◆ 医療に関する広告規制に関する考え方・議論の整理

1. 医療に関する広告規制の見直しに当たっての基本的考え方

- 医療に関する広告規制の見直しの検討においては、「中間まとめ」においても記述しているように、
 - ① 患者の情報ニーズに応える観点（広告される情報量の拡大）
 - ② 利用者保護を図る観点（広告される情報の質（客観性）の確保）という2つの要請を満たす必要があることについて留意する必要がある。

〔参考：医療における広告規制の考え方〕（第6回医療部会資料より）

医療の性格に起因する次のような問題があるため、医業・医療機関の広告について一定の規制を行い、利用者保護を図ることが必要。

- ① 医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により見る側が誘引され、不適切なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいものがある。
- ② 医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難である。

2. 医療に関する広告規制の各方式の検討

(1) 現行のポジティブリスト方式の問題点

- 現行のポジティブリスト方式は、1. に掲げる医療の性格を踏まえると、広告される情報の質を確保し利用者保護を図るという点は優れているが、新たな追加事項への対応や広告できる内容の不十分さ・硬直性、表現の難解さ等の問題があり、広告される情報の量を拡大し患者の情報ニーズに迅速に応えるという観点から見ると不十分である。

(2) ネガティブリスト方式への転換に係る問題

- ネガティブリスト方式については、広告できる情報の量の拡大の程度は非常に大きいですが、一部の例外を除き広告自由となり、行政の関与の余地は少なくなるため、広告できる情報の質（客観性）を確保し利用者保護を図るという観点から見ると不十分である。
- すなわち、「虚偽」や「誇大」に該当するものは、そのような表現でリスト化が可能であるが、必ずしもこれらに該当しないもので、利用者保護の観点から問題があると考えられるものをあらかじめすべて予想してリスト化することは困難である。
- なお、現行のポジティブリスト方式において、広告できる内容を厳格に規制していることとのギャップが非常に大きいいため、広告できる事項の急激な拡大に伴う現場（都道府県における規制等）の混乱が生じる。

3. 広告規制の見直しに向けた具体的方策（案）

(1) 新たな広告規制の方式（「包括規定方式」）の導入

- 広告される情報の量を拡大し患者の情報ニーズに応えるという要請と、広告される情報の質（客観性）を確保し利用者保護を図る要請の双方を満たす新たな広告規制の方式として、以下を主な内容とするいわゆる「包括規定方式」を導入することとしてはどうか。

(2) 「包括規定方式」の概要

- 「包括規定方式」においては、現行の告示のように1つ1つの事項を個別に列記するのではなく、一定の性質をもった項目群ごとに、例えば、「〇〇に関する客観的事実」等と規定する。（規定案は、別紙参照。）

○ この「包括規定方式」の導入により、現行のポジティブリスト方式に比べ、広告内容に関する厳格さは一定程度緩和されるため、ネガティブリスト方式のメリット（ポジティブリスト方式のデメリット）である広告可能な内容を相当程度拡大することが可能と考えられる。

※ 例えば、平成14年3月の医療部会意見書や、平成16年1月の「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」において検討項目として挙げられた事項は、この規定案であれば、（参考）で示すとおり、いずれかの規定に該当し、広告可能ということになる。

○ 一方で、「包括規定方式」の規定案においては、各号を「〇〇に関する客観的事実」として規定することで、事実には当たらない「広告する側の主観的判断や評価」を排除するとともに、客観的事実についても一定の制限（別紙のリスト案においては、治療の方法や医師等の専門性について、現行通り、広告できる内容を列記することとしている。）を設けることにより、情報の質（客観性）は確保されるため、利用者保護という現行のポジティブリスト方式のメリットを維持（ネガティブリスト方式のデメリットを克服）することは可能であると考えられる。

○ なお、治癒率、術後生存率、患者満足度などの医療の実績情報（アウトカム指標）については、広告可能な事項となりうるよう規定を措置した上で、「中間まとめ」を踏まえ、今後、客観的な評価を可能とするための手法の研究開発等、情報提供の基盤整備を速やかに進め、客観的な評価の仕組みが講じられたものから、段階的に広告できる事項として認めていくこととする。

その際、一定の病院については、その提供する医療の実績情報（アウトカム指標）に関するデータが収集され、客観的な評価を可能とするための手法の研究開発のために活用されるとともに、分析後のデータがこれらの医療機関に還元されるなど、医療の実績情報（アウトカム指標）に関する情報提供の基盤整備のための取組が進むよう、具体的な方策を講じてはどうか。

4. 「包括規定方式」の導入に伴い必要と考えられる措置

(1) 広告規制違反に係る直接罰規定の見直し

- 現行の医療法においては、広告できる事項以外の内容を広告した場合には「6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金」の直接罰が科される。
- 罪刑法定主義の観点から、この直接罰の構成要件を明確にする必要があることから、現行の広告規制におけるポジティブリストは厳格に規定されている。
- 一方で、現行の厳格なポジティブリスト方式に代えて「包括規定方式」を導入した場合には、各事項の規定ぶりが緩やかとなり、罰則の構成要件として妥当なものではなくなると考えられるため、広告規制違反に係る直接罰の見直しについて検討が必要である。
- なお、広告規制における直接罰を見直すに当たっては、罰則に関する以下の基本的考え方を踏まえることが必要である。

〔罰則の適用に関する基本的考え方〕

- ◆ 義務違反に対して罰則を科すことが適当か。
 - － 法令の目的及び実体上の義務規定の内容等を検討し、罰則が公共の福祉を維持、増進するために不可欠であることが必要。
- ◆ 罰則の構成要件が明確か。

① 規制の妥当性の観点からの検討

- 医療法においては、広告により患者が不適切な受診へと誘引されてはいけないという視点から、広告可

能な事項を極めて限定的なものとし、それ以外の内容について広告すること自体を、直接罰をもって禁止してきたところである。

- このような直接罰による規制は、「患者保護のために、患者が受ける情報を制限する」という基本的考え方の中では、妥当であったと考えられるが、その一方で、近年は、「患者自身の決定を基本としつつ、患者にきちんと情報が提供されその選択を支援していく」と、患者に対する情報提供に関する基本的考え方が変わってきており、その考え方にたって、当医療部会においても、①都道府県を通じた積極的な情報提供、②広告規制の緩和、③国・地方公共団体の情報提供の責務の創設 等、医療に関する積極的な情報提供の推進について審議が進められている。
- このような基本的考え方に照らすと、従来の考え方に基づく規制、つまり、広告できる事項として列記された以外の情報が広告されること自体を直接罰により禁止するという方式を維持することは妥当でなく、直接罰から行政的な関与を基本とした間接罰の枠組みへと改め、患者・国民の選択の支援を図っていくことが、必要であると考えられるがどうか。
 - ※ 「間接罰」とは、違法行為に対し、まず、行政指導や行政命令を行った上で、行政命令等への違反があった場合に、それを理由として適用される罰則をいう。これに対し、現行の医療法の広告規制の例のように、違法行為に対し、即時に適用される罰則を「直接罰」と言う。
 - ※ 虚偽等の悪質な広告については、直接罰により規制の実効性を担保することも十分意義があると考えられるが、このようなケースについては、一般法（不正競争防止法）により直接罰を科すことができる仕組みとなっている。

(参考：一般法における直接罰の適用について)

- 不正競争防止法においては、
 - ・ 不正の目的をもって役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又は、表示をして役務を提供する行為（不正競争）を行った者
 - ・ 役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者に対し、3年以下の懲役又は3百万円以下の罰金（現行の医療法よりも重い量刑）を課している。

② 規制の実効性の観点からの検討

- 現行の直接罰については、現実に適用されているケースがほとんどなく、都道府県は、通常は、違反広告に対して告発ではなく行政指導として対応している。
- これは、現行のポジティブリスト方式において、違反広告に該当するか（直接罰の構成要件を満たすか）について、都道府県等が判断し医療法違反として告発することが難しいことがその理由と考えられ、現行の広告規制違反に係る直接罰が十分な実効性をあげているとは言えない状況にある。
- これに加え、以下の点を踏まえると、直接罰を見直し、間接罰により改善を図る体系へと移行することが規制の実効性の観点からも適当であると考えられるがどうか。
 - ・ 直接罰規定を見直し間接罰へと移行しても、現行制度下における運用と異なるものではなく規制の実効性は確保されることが考えられること。
 - ・ 今般の広告規制の見直しにおいては、事後チェック機能を導入することとしており（下記(3)参照。）、虚偽等悪質なものの以外でも問題事例が発生した場合には、適切な行政的対応を図ることができること。
 - ・ 間接罰の場合には、幾度にわたる行政指導を経て罰則が適用されるため、罰則の構成要件が明確となり、都道府県における規制の運用もスムーズとなると考えられることから、規制の実効性が上がるので

はないかと考えられること。

(2) 新たな立入権限の創設

- 直接罰から間接罰への移行に伴い、広告規制違反に対する規制は、医療法第25条による医療機関に対する一般的な立入検査等に限られることになるため、医療機関以外の者が行う広告に対し、一切の規制が行えなくなるという問題が生ずる。

- そのため、医療機関を対象とする第25条とは別に、医療機関以外の者を含めて広告規制に違反した者に対し、①報告徴収、②立入検査・調査・質問、③広告の中止や内容の是正の命令 を行うことができる根拠規定を医療法上新たに設けることとしてはどうか。

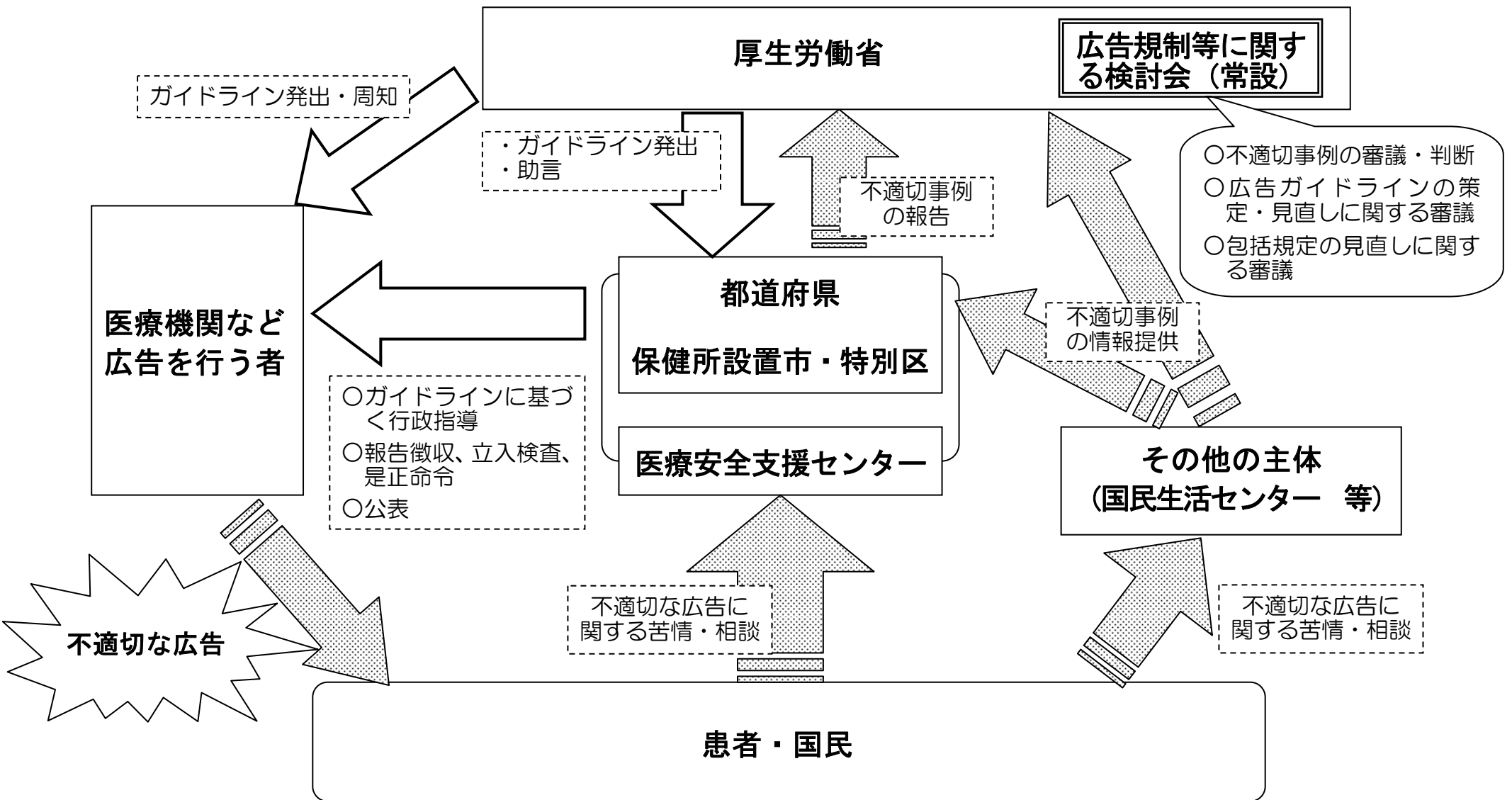
- その際、あわせて、都道府県知事が広告の中止や内容の是正の命令を発したときにその事実を公表できる規定も新たに設けることとしてはどうか。

(3) 新たな検討会の立ち上げ等による事後チェック機能の充実

- 包括規定の導入、直接罰の間接罰への見直しに伴い、行政による事前の関与が減少するため、広告規制を実効性あるものとするためにも、実際に広告された内容の客観性等を判断し、包括規定について随時見直しを行い、改善を図るための事後チェック機能をあわせて整備することが必要ではないか。

- 具体的には、厚生労働省に常設の少人数の検討会を設置し、①広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等を行い、②包括規定方式の下で広告された不適切な事例について都道府県から報告を受け、その適否を審議して、随時、広告に関するガイドラインの見直しを行うこととしてはどうか。

広告規制に係る事後チェック機能の概要（イメージ図）



「包括規定方式」におけるリスト（案）

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 政令で定める標榜診療科名
- ③ 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- ④ 診療に従事する医師、歯科医師その他の医療に従事する者に関する客観的事実であって、厚生労働大臣が定めるもの（①を除く。）
（注：医師・歯科医師の専門性については、現行制度（医師及び歯科医師の専門性に関して学術団体が認定する資格名）のままとする。）
- ⑤ 法令の規定に基づき、若しくは、国若しくは地方公共団体が行う事業を実施するものとして、指定若しくは承認を受け、又は届出を行った病院若しくは診療所若しくは医師若しくは歯科医師である旨（④を除く。）
- ⑥ 診療日又は診療時間、安全管理の体制、個人情報保護の取組その他の病院又は診療所の管理又は運営に関する客観的事実（⑧、⑨、⑭を除く。）
- ⑦ 入院施設の有無、置かれる人員の状況その他の病院又は診療所の有する施設、設備若しくは人員に関する客観的事実
- ⑧ 紹介をすることができる他の病院又は診療所の名称その他の病院又は診療所の行う医療に係る連携に関する客観的事実
- ⑨ 診療録その他の診療情報の提供、医療に関する相談を受け付ける体制その他の患者への情報提供に関する客観的事実
- ⑩ 病院又は診療所において行われる医療の内容（⑫を除く。）に関する客観的事実（治療の方法については、厚生労働大臣が定める基準を満たすものに限る。）
〔注：保険診療に関する治療の方法については、その内容が社会保険診療報酬で認められたものに対応していれば、その表現については、点数表と合致することまでは求めず、わかりやすい平易な表現による広告も認める。〕
- ⑪ 平均在院日数、患者数その他の医療の提供の過程又は結果を表す客観的事実であって、客観的な評価が可能なものとして厚生労働大臣が定めるもの
（注：アウトカム指標については、今後の取組により客観的な評価の仕組みが確立されたものから、この規定に基づき、段階的に広告を可能とする。）
- ⑫ 予防接種、治験その他の診療に関連する事業の実施に関する客観的事実
- ⑬ 病院又は診療所が患者に対し提供する役務（医療の内容に関するものを除く。）に関する客観的事実
- ⑭ 病院又は診療所の経営の状況、開設者に関する客観的事実その他の病院又は診療所の経営に関する客観的事実
- ⑮ その他厚生労働大臣の定める事項

参考： 医療部会意見書（平成 14 年 3 月）、「医療分野における規制改革に関する検討会報告書」（平成 16 年 1 月）
 で検討項目として挙げられた事項との関係

☆：医療部会意見書 ★：医療分野における規制改革に関する検討会報告書

- ★ その医療機関で働く医療資格者が受けた教育や研修に関する事項
 - ☆ 専門看護師・認定看護師
 - ★ 看護師の専門性に関する事項
 - ☆ スタッフの略歴
 - ★ 看護師等医療スタッフの略歴
- … ④ 診療に従事する医師、歯科医師その他の医療に従事する者に
 … 関する客観的事実であって、厚生労働大臣が定めるもの
 （※ 告示で定めることにより広告可能となる。）
- ☆ 看護実習病院
 - ★ その医療機関が医療資格者の養成所の実習施設であること
- … ⑤ 法令の規定に基づき、若しくは、国若しくは地方公共団体が行う事業を実施するものとして、指定若しくは承認を受け、又は届出を行った病院若しくは診療所若しくは医師若しくは歯科医師である旨
- ★ 検査又は画像診断の方法
 - ★ 医療機器に関する事項
 - ★ その医療機関の施設の写真又は映像
- … ⑦ 入院施設の有無、置かれる人員の状況その他の病院又は診療所の有する施設、設備若しくは人員に関する客観的事実
- ☆☆ 死亡率 … ⑪ 平均在院日数、患者数その他の医療の提供の過程又は結果を表す事実であって、客観的な評価が可能なものとして厚生労働大臣が定めるもの （※ ただし、客観的な評価が確立された後に広告可能となる。）
 - ☆ 院内感染対策に関する事項 … ⑥ 診療日又は診療時間、安全管理の体制、個人情報保護の取組その他の病院又は診療所の管理又は運営に関する客観的事実

3. 医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について

医療機関等に関する情報提供に関連するその他の事項について

◆ 医療提供体制に関する意見中間まとめ（抜粋）

1. 患者・国民の選択の支援

（1）医療機関等についての患者・国民の選択の支援

① 広告を含めた医療機関等からの積極的な情報提供の推進

- 広告規制と関連して、病院等の名称に関する規制の緩和及び院内掲示事項の拡充を行うべきである。また、医療機関による正確な情報を積極的に提供することについて、医療法に努力義務規定を設けるべきである。

③ インターネットによる情報提供への対応

- インターネットによる情報提供については、患者・国民が求める医療情報が十分に提供されるよう、これまでと同様広報として位置付け、医療法第69条に規定する広告制限の対象とすべきではない。しかしながら、インターネットを通じ、信頼性に乏しいものも含め様々な情報が「氾濫」している現状を踏まえれば早急な取組が求められるところであり、広報として整理されるインターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制を行うことのできる枠組みを設けることを検討するべきである。

- インターネットを含む広報による情報の信頼性を確保するため、適切な広報を行うためのガイドラインを作成・普及し、それに沿った情報提供が行われるよう取組を進める必要がある。

このガイドラインについては、医療機関による自主的・自律的なものという認識の下、関係団体等の協力を得て作成・普及することが適当であり、適切な作成・普及方策について検討するべきである。

④ 公的機関等による医療に関する情報提供

- 国や地方公共団体の医療に関する情報提供に関する責務を、医療法に明記すべきである。

◆ 各事項に係る見直しの方向性

1. インターネット等の広報に対する規制の在り方（「中間まとめ」1.（1）③関係）

◎ インターネット等の広報について法令上の規制を設けることに関する考え方

○ 「中間まとめ」においては、「インターネットによる情報提供であっても、虚偽等著しく不適切な内容が情報提供されている場合に、法令により実効性のある一定の規制を行うことのできる枠組みを設けることを検討すべき」とされているところであるが、インターネットを含む広報について、法令による規制の対象とした場合には、以下のような問題点がある。

- ① インターネット上の情報は絶えず更新されるため、実効性ある規制を担保するためには、都道府県の職員が医療機関のホームページを継続的に監視する必要性が生じること
- ② 都道府県の職員が絶えず医療機関のホームページを監視したとしても、インターネット上の情報の更新を完全に捕捉することは困難であることから、実際に規制を発動する対象となるホームページは、都道府県職員が発見したものや利用者からの苦情があったものに限られるおそれが高いため、公平な規制の確保が困難であること
- ③ インターネット上の情報は発信源の特定が難しいため、仮に不適切な情報を都道府県職員が発見した場合でも、関係する医療機関への指導だけでは、必ずしもその内容の是正を担保することができないこと

※ なお、広報として位置付けられたインターネット上の情報を規制の対象とした場合には、同じく広報として行われている医療機関内の掲示等、医療機関に関して発信されるすべての情報が規制の対象となると想定されるが、これらすべての情報を規制の対象とした場合には、上記の問題はさらに大きくなる。

◎ 具体的方策（案）

- 以上の問題点に鑑みると、インターネットを含む広報による情報に対し、法令により実効性ある規制を設けることは困難なのではないか。
- 「中間まとめ」も踏まえ、インターネットを含む広報による情報については、医療機関による自主的・自立的な取組によりその信頼性を確保するという基本的な考え方に基づき、厚生労働省の一定の関与の下で、関係団体が中心となって適切な広報を行うためのガイドラインを作成し、その普及を図ることとする。

2. 医療機関の名称規制の緩和、標榜診療科の見直し（「中間まとめ」1.（1）①関係）

◎ 具体的方策（案）

- 「中間まとめ」を踏まえ、医療機関の名称規制及び標榜診療科名については、以下のような具体的方策を講じることとする。
- 病院（診療所）の名称については、以下の基本的な考え方に基づき、少人数の検討会において、取扱いを検討することとしてはどうか。

(7) 治療方法、診療部位、診療対象者を含むもの（例：ペインクリニック、腎透析クリニック、女性クリニック、漢方クリニック 等）については、医療機関の専門性を一定程度示すものとして、名称として使用可能とする方向で検討する。

(イ) 広く一般的でなかったり、意味のわかりにくい外国語の名称や医学的根拠なく治療の効果や病院のイメージを高めるもの等患者を不当に誘導する恐れのあるもの（例：ダイエットセンター、無痛治療病院等）については、患者・国民による適切な医療機関の選択を妨げるものとして、引き続き認めない方向で検討する。

- 標榜診療科名については、①標榜診療科名が、患者・国民による適切かつ迅速な医療機関の選択と受診に

資するものであること、②標榜診療科名について平成8年以降見直しが行われていない一方で、その追加に対する要望も絶えないこと等を踏まえ、今後、学会等からの意見の聴取を含め、医道審議会において速やかに審議を行い、追加等の所要の措置を講ずることとしてはどうか。

3. 院内掲示の拡充について（「中間まとめ」1.（1）①関係）

◎ 具体的方策（案）

- 「中間まとめ」を踏まえ、患者の適切な受診を一層推進する観点から、新設する都道府県への医療機能情報の届出制度における一定の情報の範囲や医療機関による機能の違いにも配慮しつつ、院内掲示事項の拡充を行うこととする。

なお、拡充の具体的な内容については、少人数の検討会で決定することとしてはどうか。

4. 医療提供体制に関する意見

医療提供体制に関する意見（抄）

平成17年12月8日
社会保障審議会医療部会

Ⅱ 個別の論点について

2. 患者・国民の選択の支援

（1）医療及び医療機関に関する情報提供の推進

- 患者・国民の選択を支援する観点から、国、都道府県及び医療機関について、医療に関する情報提供の推進に関する責務規定を医療法に新設する。
- 医療機関について、一定の情報を都道府県に届け出、都道府県がこれを整理して、インターネットその他住民が利用しやすい形で公表する制度を創設する。
- 「一定の情報」の範囲については、広告可能な事項等を参考に、（2）で後述する広告規制等検討会で検討し、厚生労働省令に規定する。その際、都道府県が独自の項目を設定することを可能とする。

（2）広告規制制度の見直し

- 広告規制制度については、患者・国民の選択を支援する観点から、現行の告示のように一つ一つの事項を個別に列記するのでなく一定の性質を持った項目群ごとに、例えば「○○に関する客観的事実」等と規定する「包括規定方式」を導入することにより、広告可能な内容を相当程度拡大する。その上で、治療の方法及び医師等医療従事者に関する事項については、客観性が確保できるとして厚生労働大臣が定めたものを広告できることとする。医療の実績情報（アウトカム指標）についても広告可能とし、具体的には客観的な評価が可能として厚生労働大臣が定めたものから認めていくこととする。

- 医療の実績情報について客観的な評価を可能とするための手法の研究開発を推進する等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集するとともに、分析後のデータを還元する等の具体的な仕組みを構築する。
- 広告規制違反について、行政機関による報告徴収、立入検査及び広告の中止等の改善措置を命ずる規定並びにこれら命令を発した事実を公表できる規定を新設するとともに、命令に従わない場合に罰則を適用する制度に移行（ただし、虚偽及び誇大広告については、引き続き、直ちに罰則を適用できる制度を維持）する。
- 広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等を行うとともに、新制度施行後に実際に広告された内容の客観性等を判断し、随時改善を図る事後チェック機能を働かせるため、厚生労働省に少人数の検討会（広告規制等検討会）を設置する。

（３）その他医療機関に関する情報提供の推進策

- 医療機関による自主的・自立的な取組により、インターネットを含む広報により提供される医療情報の信頼性を確保するという基本的な考え方に基づき、厚生労働省の一定の関与の下でガイドラインを作成し、その普及を図る。
- 学会等からの意見の聴取等、標榜診療科の追加等に関する手続きを進める。
- 医療機関の名称に係る制限を緩和するとともに、院内掲示を義務づける事項を見直す。いずれも、具体的な取扱いは広告規制等検討会で検討する。
- 独立行政法人福祉医療機構のWAM-NETをはじめ、健康保険組合連合会等の公的な団体において、医療機関情報の集積と公表が行われているが、今後ともこうした取組の推進に期待するとともに、各医療機関による財団法人日本医療機能評価機構の医療機能評価の受審の促進とその結果のインターネットでの公表を進め、患者・国民の選択を支援することが必要である。

5. 参 考 資 料

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」関係資料

「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」

(関係部分抜粋)

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等

第六条の二 国及び地方公共団体は、医療を受ける者が病院、診療所又は助産所の選択に関して必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療を受ける者が保健医療サービスの選択を適切に行うことができるように、当該医療提供施設の提供する医療について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、患者又はその家族からの相談に適切に応ずるよう努めなければならない。

第六条の三 病院、診療所又は助産所（以下この条において「病院等」という。）の管理者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、当該事項を記載した書面を当該病院等において閲覧に供しなければならない。

2 病院等の管理者は、前項の規定により報告した事項について変更が生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告するとともに、同項に規定する書面の記載を変更しなければならない。

3 病院等の管理者は、第一項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を確認するために必要があると認めるときは、市町村その他の官公署に対し、当該都道府県の区域内に所在する病院等に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

- 二 診療科名
 - 三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名
 - 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
 - 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
 - 六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
 - 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
 - 九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
 - 十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
 - 十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）
 - 十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
- 2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。
 - 4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の七 助産師の業務又は助産所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 助産師である旨
 - 二 助産所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに助産所の管理者の氏名
 - 三 就業の日時又は予約による業務の実施の有無
 - 四 入所施設の有無若しくはその定員、助産師その他の従業者の員数その他の当該助産所における施設、設備又は従業者に関する事項
 - 五 当該助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、役職、略歴その他の助産師に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 六 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該助産所の管理又は運営に関する事項
 - 七 第十九条に規定する囑託する医師の氏名又は病院若しくは診療所の名称その他の当該助産所の業務に係る連携に関する事項
 - 八 助産録に係る情報の提供その他の当該助産所における医療に関する情報の提供に関する事項
 - 九 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
- 2 前項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。
 - 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、助産に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

- 2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。
- 3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十四条の二 病院又は診療所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該病院又は診療所に関し次に掲げる事項を当該病院又は診療所内に見やすいよう掲示しなければならない。

- 一 管理者の氏名
 - 二 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
 - 三 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間
 - 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項
- 2 助産所の管理者は、厚生労働省令の定めるところにより、当該助産所に関し次に掲げる事項を当該助産所内に見やすいように掲示しなければならない。
- 一 管理者の氏名
 - 二 業務に従事する助産師の氏名
 - 三 助産師の就業の日時
 - 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

[参考]

○医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)

第九条の四 法第十四条の二第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、建物の内部に関する案内(病院の場合に限る。)とする。

第九条の六 法第十四条の二第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該助産所に置かれた嘱託医師の氏名とする。

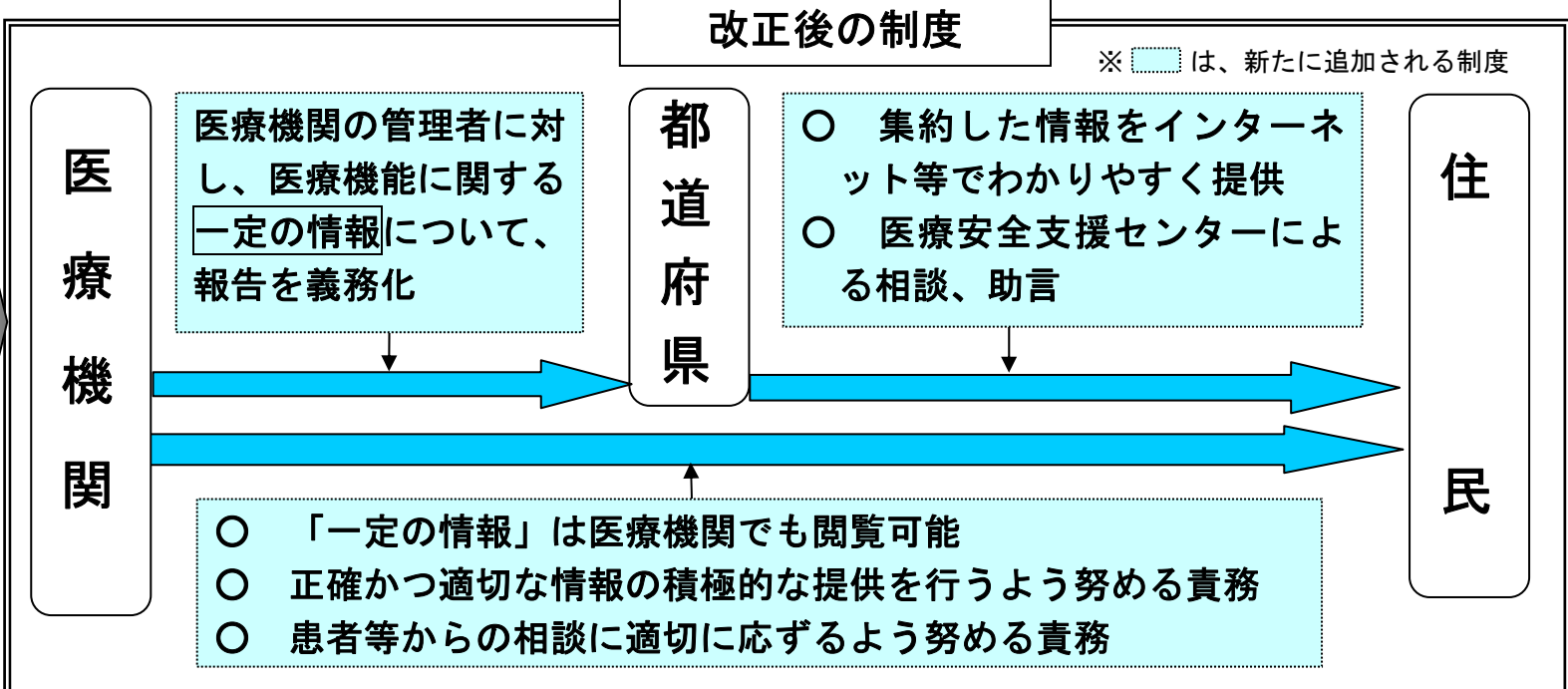
医療機能情報の公表制度の創設（医療法、薬事法）

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設する。（薬局についても同様の仕組みを創設）

現行制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示 等



【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討予定

- 管理・運営・体制に関する事項（診療日、診療時間、安全管理体制、医師等の略歴 等）
- 情報提供や医療連携体制に関する事項（クリティカルパスの実施、他の医療機関との連携の状況、セカンドオピニオンの実施 等）
- 医療の内容（医療機能）、実績に関する事項（診療・治療内容、在宅医療の実施、専門外来の設置、手術件数 等）

※医療の実績情報（アウトカム指標）については、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから積極的に提供

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる主な事項

【医療従事者に関する事項】

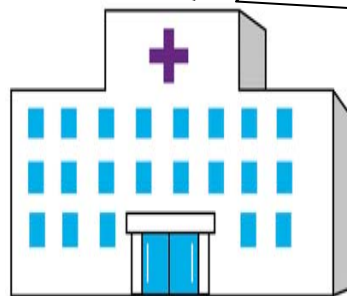
- ・専門医の認定を受けた旨
- ・医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業員の員数及び患者数に対するこれらの従業員の配置割合 等

【医療機関又は法人の運営管理等に関する事項】

- ・(財)日本医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果（個別の審査項目に係るものを含む。）
- ・医療機関のインターネットアドレス
- ・入院患者に対して当該医療機関が提供する役務（医療の内容に関するものを除く。）及びそれに要する費用 等

【実施している医療の内容等に関する事項】

- ・実施している治療の方法（診療報酬に係るものに限る）
- ・訪問看護に関する事項
- ・在宅医療の実施
- ・往診の実施 等



【医療に係る指標に関する事項】

- ・手術の件数（診療報酬に係るものに限る）
- ・平均在院日数 ・患者数 等

【以下の施設種別に該当する旨】 *診療所を含む

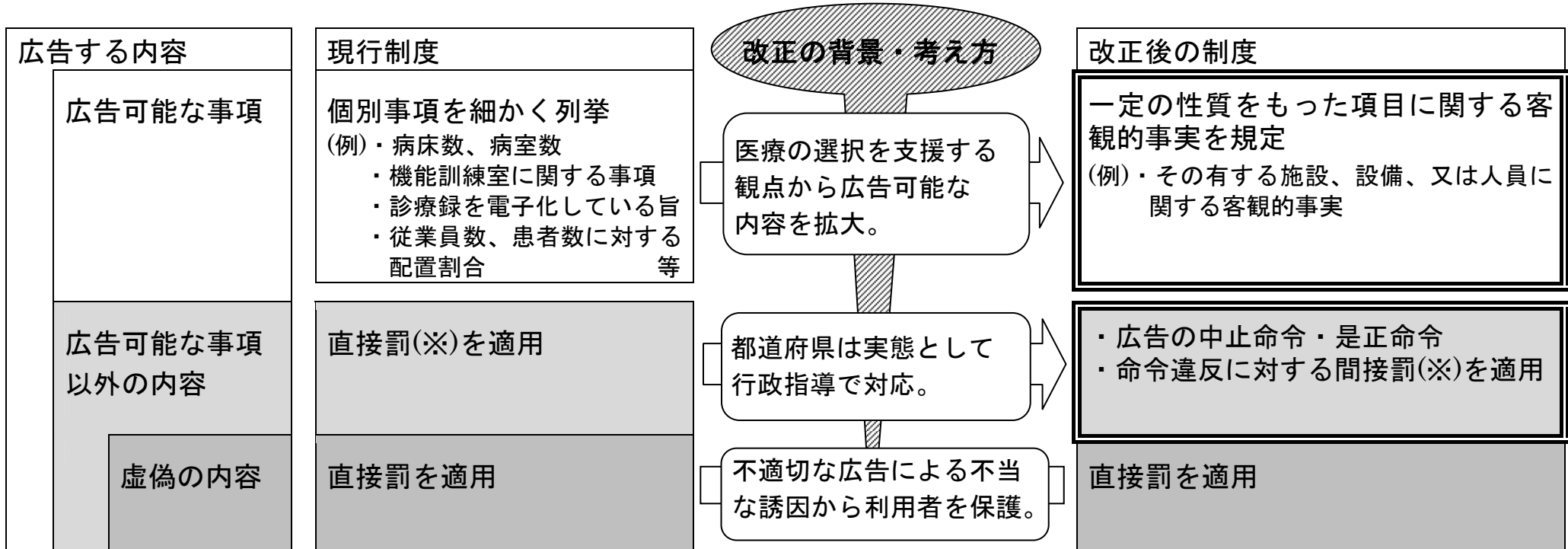
- ・基本診療料の施設基準に適合している保険医療機関として届け出たものである旨
- ・特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として届け出たものである旨 等

【医療に関する体制等に関する事項】

- ・入院診療計画を導入している旨
- ・対応することができる言語
- ・安全管理のための体制を確保している旨
- ・紹介することができる他の病院又は診療所の名称
- ・診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することができる旨 等

広告規制の見直しによる広告可能な事項の拡大（医療法）

- ・ 広告規制制度における広告可能な事項の規定方式について、現行の個別事項を細かく列挙する方式を改め、一定の性質をもった項目群ごとに、「〇〇に関する事項」というように包括的に規定する方式に改める。
⇒ 広告規制の大幅な緩和
- ・ 広告可能な事項以外の内容を広告した場合の対応について、直接罰方式から間接罰方式へと改める。



※ … 6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

- 【 緩和される広告の例 】
- | | |
|---------------------------|----------------|
| ○ 医療スタッフの略歴、従事者の受けた研修、専門性 | ○ 院内感染対策に関する事項 |
| ○ 提供している診療、治療内容のわかりやすい提示 | ○ 医療機器に関する事項 等 |